

中国で新しく制定された法令に関する情報をタイムリーにご紹介します。
中国における会社設立・経営に必要な・有益な情報をお届けします。

H&H 中国最新法令情報

No.47

2016年3月16日

「H&H 中国最新法令情報」(No.47)をお送りします。

本号では、「10～12月の主要法令」として、10月1日から12月31日までに発布又は施行された法令を紹介しています。

《中国法務「基本のき」》では、「中国における抵当権の実行」を取り上げました。ご一読いただければと思います。

久田・橋口法律事務所

【目次】

■ 主要法令(10～12月).....	2
【法律】	
中華人民共和国人口と計画生育法(改正)	2
株式発行登録制改革における「中華人民共和国証券法」関連規定の適用の調整の国務院に対する授権に関する決定.....	2
【行政法規】	
国務院の北京市における行政審査認可及び参入認可関係の特別管理措置の一時的調整に関する決定	2
国務院市場参入許可ネガティブリスト制度の実行に関する意見.....	3
上海市「許可書分離」改革試行全体方案の実施に関する回答	3
■ 中国法務「基本のき」.....	5

主要法令(10~12月)

【法律】

■ 中华人民共和国人口与计划生育法（修改）

[发布部门] 全国人民代表大会常务委员会

[发布文号] 主席令第41号

[发布日期] 2015年12月27日

[实施日期] 2016年1月1日

[概要]

本次公布的法案是对2001年制定的《人口与计划生育法》的修改法案。据此，1979年以来实施了30多年的“独生子女政策”被废止。修正法案提倡夫妻养育两个孩子，废止了晚婚、晚育的婚假、产假的延长。

婚假和产假的延长在各地方政府的地方性法规中予以规定。用人单位需注意所在地地方性法规的动向。

[法令原文] http://www.npc.gov.cn/npc/xinwen/2015-12/28/content_1957359.htm

■ 关于授权国务院在实施股票发行注册制改革中调整适用《中华人民共和国证券法》有关规定的决定

[发布部门] 全国人民代表大会常务委员会

[发布文号]

[发布日期] 2015年12月27日

[实施日期] 2016年3月1日

[概要]

就拟在上海证券交易所、深圳证券交易所上市的股票的公开发行，实行《证券法》规定的核准制度。

本决定授权国务院调整此类股票公开发行核准制度的适用，实行注册制度。国务院作出具体的调整方案，报全国人民代表大会常务委员会备案。

本决定的实施期限为二年。

[法令原文] http://www.npc.gov.cn/npc/xinwen/2015-12/28/content_1957440.htm

■ 中華人民共和國人口と計画生育法(改正)

[発布部門] 全国人民代表大会常務委員会

[発布番号] 主席令第41号

[発布期日] 2015年12月27日

[実施期日] 2016年1月1日

[概要]

今回公布した法案は2001年に制定された「人口と計画生育法」の改正法である。これにより、1979年以来30年余り実施されてきた「一人っ子政策」が廃止された。改正法は、夫婦が二人の子供を育てることを提倡し、晩婚、晩育の場合の結婚休暇、出産休暇の延長を廃止した。

結婚休暇及び出産休暇の延長は、各地方政府が地方性法規で規定している。使用者は、所在地の地方性法規の動向に注意する必要がある。

■ 株式発行登録制改革における「中華人民共和國証券法」関連規定の適用の調整の國務院に対する授權に関する決定

[発布部門] 全国人民代表大会常務委員会

[発布番号]

[発布期日] 2015年12月27日

[実施期日] 2016年3月1日

[概要]

上海証券取引所及び深圳証券取引所に上場を予定する株式の公開発行については、「証券法」に基づく許可制が実施されている。

本決定は、この株式の公開発行の許可制の適用を調整し、登録制を実施する権限を國務院に付与した決定である。國務院は具体的な調整方案を作成し、全人代常務委員会に届出をすることになっている。

本決定の実施期間は2年間である。

【行政法規】

■ 国务院关于在北京市暂时调整有关行政审批和准入特别管理措施的决定

[发布部门] 国务院

■ 國務院の北京市における行政審査認可及び参入認可関係の特別管理措置の一時的調整に関する決定

[発布部門] 國務院

[发布文号] 国发[2015]60号
[发布日期] 2015年10月15日
[实施日期] 2015年10月15日
[概要]

本决定根据2015年5月1日国务院公布的《北京市服务业扩大开放综合试点总体方案》，在北京市试验性的放开部分服务业准入限制。

根据本决定，在2015年10月15日至2018年5月5日期间，在北京市内，①文化娱乐业聚集的特定区域，允许设立外商独资演出经纪机构，提供服务；此外②取消外商投资飞机维修项目中中方控股的限制；③允许设立中外合资旅行社经营中国内地居民出国旅游业务以及赴香港特别行政区、澳门特别行政区旅游业务。

[法令原文] http://www.gov.cn/zhengce/content/2015-10/27/content_10260.htm

■ 国务院关于实行市场准入负面清单制度的意见

[发布部门] 国务院
[发布文号] 国发[2015]55号
[发布日期] 2015年10月19日
[实施日期] 2015年12月1日
[概要]

根据本意见，将中国投资关系的限制从现在的正面清单方式转变为负面清单方式。具体为，2015年12月1日至2017年12月31日在部分地区试验性的引进市场准入负面清单，自2018年起实行全国统一的市场准入负面清单（第11条）。

市场准入负面清单对国内外投资者统一予以适用（第8条），但本意见同时要求就外商投资管理简化外商投资许可手续，以及实施国家安全审查，建立外商投资信息报告及公示制度等（第25条）。

[法令原文] http://www.gov.cn/zhengce/content/2015-10/19/content_10247.htm

■ 关于上海市开展“证照分离”改革试点总体方案的批复

[发布部门] 国务院
[发布文号] 国发[2015]71号

[発布番号] 国発[2015]60号
[発布期日] 2015年10月15日
[実施期日] 2015年10月15日
[概要]

この決定は、2015年5月1日に国务院が公布した「北京市サービス業拡大開放総合试点总体法案」に基づき、北京市においてサービス業参入規制の一部を試験的に緩和するものである。

この決定により、2015年10月15日から2018年5月5日までの期間中、北京市においては、①文化娯楽業が集中する特定区域において外資独資の公演経営機構の設立、サービス提供が許可されることとなった。また、②外商投資による航空機の維持補修企業における中国側の持分規制が撤廃され、③中外合弁旅行社を設立し、中国国内の居住者の海外旅行業務及び香港、マカオへの旅行業務を行うことが許可されることとなった。

■ 国务院市場参入許可ネガティブリスト制度の実行に関する意見

[発布部門] 国务院
[発布番号] 国発[2015]55号
[発布期日] 2015年10月19日
[実施期日] 2015年12月1日
[概要]

本意見によると、中国の投資関係の規制は、これまでのポジティブリスト方式からネガティブリスト方式へ移行することとなった。具体的には、2015年12月1日以降2017年12月31日までに一部地域で市場参入許可ネガティブリストが試験的に導入され、2018年から全国統一の市場参入許可ネガティブリスト制度が実施される（第11条）。

市場参入許可ネガティブリストは、国内外の投資者に統一的に適用されるが（第8条）、本意見は、外商投資管理について、外商投資許可手続の簡素化、国家安全審査の実施、外商投資情報の報告及び公示制度の構築等を要求している（第25条）。

■ 上海市「許可書分離」改革試行全体方案の実施に関する回答

[発布部門] 国务院
[発布番号] 国発[2015]71号

[发布日期] 2015年12月18日

[实施日期] 2015年12月22日

[概要]

设立需要行政许可的企业，此前必须在取得行政许可后办理公司设立手续。

本批复为国务院同意在上海市浦东新区开展行政许可证与营业许可证（营业执照）分离，公司设立后取得行政许可即可的“证照分离”改革试点。

试点期为3年。在此期间，浦东新区对116项行政许可事项进行①全部取消审批；②取消审批，改为备案；③简化审批，实行告知承诺制（告知审查条件和提交资料，对于符合条件的申请立即颁发行政许可的制度）的改革。

[発布期日] 2015年12月18日

[実施期日] 2015年12月22日

[概要]

行政許可が必要となる企業を設立する場合、これまでは行政許可を取得してから会社の設立手続を行わなければならなかった。

本回答は、行政許可証と営業許可証（营业执照）とを分離し、会社設立後に行政許可を取得すればよいという「証照分離」の改革を上海市浦东新区において試験的に行うことに国务院が同意したものである。

試行期間は3年間である。この間、浦东新区では、116項目の行政許可事項について、①審査認可を完全に廃止する、②審査認可を廃止し、届出に変更する、③審査認可を簡略にし、告知承諾制度（審査条件及び提出資料を告知して、条件に合致する申請に対しては即時行政許可を発行する制度）を実施する、といった改革が実施される。

[法令原文] http://www.gov.cn/zhengce/content/2015-12/29/content_10519.htm

【張娟、臧晶】

中国法務「基本のき」

中国における抵当権の実行

【ご質問】 中国企業との取引において、代金債権の担保として相手方不動産に抵当権を設定させています。相手方が債務を期限内に履行しない場合、この抵当権はどのように実行することになりますか。

中国では、「担保法」及び「物権法」により、抵当権、質権及び留置権が担保物権として認められていますが、これら担保物権の実行方法はこれまで必ずしも明確ではありませんでした。しかし、2013年に改正「民事訴訟法」が施行され、さらに昨年2月に『「民事訴訟法」の適用に関する解釈』が施行されたので、担保物権の実行手続はかなり明確になりました。

以下、中国における抵当権の実行手続の要点を説明します。

■ 「担保法」の規定

1995年に施行された「担保法」(第53条)によると、抵当権の実行手続は次のとおりとなります。

- (1) 抵当権者は、抵当権設定者との合意により、
 - ① 抵当物を金銭評価して弁済を受けるか、又は
 - ② 抵当物を競売もしくは換金して得た代金から弁済を受けることができる。
- (2) 上記合意ができない場合、抵当権者は、
 - ③ 人民法院に訴訟を提起することができる。

上記③により提起される「訴訟」は、主たる債務者と抵当権設定者を共同被告とする一般の訴訟手続であり(『「担保法」適用の若干問題に関する解釈」第128条第1項)、日本法の抵当権実行の申し立てとは異なるものでした。

■ 「物権法」の規定

しかし、2007年に施行された「物権法」は、抵当権の実行手続について次のように定め、これを変更しました。

- (1) 抵当権者は、抵当権設定者との合意により、

- ① 抵当財産を時価評価して優先弁済を受けるか、又は
 - ② 抵当財産を競売もしくは換金して得た代金から優先弁済を受けることができる。
- (2) 上記合意ができない場合、抵当権者は、
- ③ 人民法院に抵当財産の競売、換価を申し立てることができる。

これにより、抵当権の実行は一般の「訴訟」手続によるのではなく、日本におけると同様に競売、換価を申し立てる手続であることが明確となりましたが、当時の「民事訴訟法」にはこの手続について何の規定もなく、依然として具体的な手続は明確ではありませんでした。

■ 改正「民事訴訟法」及び「『民事訴訟法』の適用に関する解釈」の規定

そこで、2013年1月1日から施行された改正「民事訴訟法」は、担保物権の実行について2ヶ条（第196条及び第197条）を追加しました。これによると、抵当権の実行は以下の手続に従うこととなります。

- (1) 抵当権実行の申し立ては、抵当財産所在地又は登記地の基層人民法院に提出する。
- (2) 人民法院は申し立てが「物権法」その他の規定に合致する場合には、抵当財産の競売、換価を裁定する。
- (3) 抵当権者は、この裁定に基づき、人民法院に執行を申し立てる。
- (4) 抵当権実行の申し立てが「物権法」その他の規定に合致しない場合は、申し立ては却下される。

なお、抵当権の実行を申し立てる際、抵当権は抵当権実行の申立書のほか、次のような資料を用意し、提出する必要があります（「『民事訴訟法』の適用に関する解釈」第367条）。

- (1) 抵当権の存在を証明する資料（被担保債権に関する契約、抵当権設定契約、抵当権登記の証明資料など）
- (2) 抵当権の実行条件の成就を証明する資料（被担保債権が期限に支払われなかった事実を証明する資料等）
- (3) 抵当財産の現状の説明

抵当権実行の手続は、このように改正「民事訴訟法」及び「『民事訴訟法』の適用に関する解釈」の制定によりかなり明確になりました。質権及び留置権の実行についても、同様に関係規定が整備され、施行されています。

【久田、臧晶】

久田・橋口法律事務所

ウェブサイト：<http://www.lexhh.com/> 電子メール：info@lexhh.com



本ニュースレターの掲載内容の著作権は当事務所に帰属します。

本ニュースレターの内容につきましては正確を期しておりますが、思わぬ誤解があるかもしれません。また、意見にわたる部分は作成時における法制、実務等の事情に基づく一般論であり、個別具体的な事案の処理にそのまま適用できるとは限りません。個別事案の処理にあたっては、必ず関係政府機関又は専門家にご確認いただきますようお願い申し上げます。

本ニュースレターにつき、ご意見、ご質問等がございましたら、当事務所ウェブサイトのお問い合わせページ又は上記電子メールアドレスまでお気軽にご連絡ください。